

「技術者制度の見直し方針^(R4.5)」の対応状況

監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

- 専任不要上限額の引き上げ

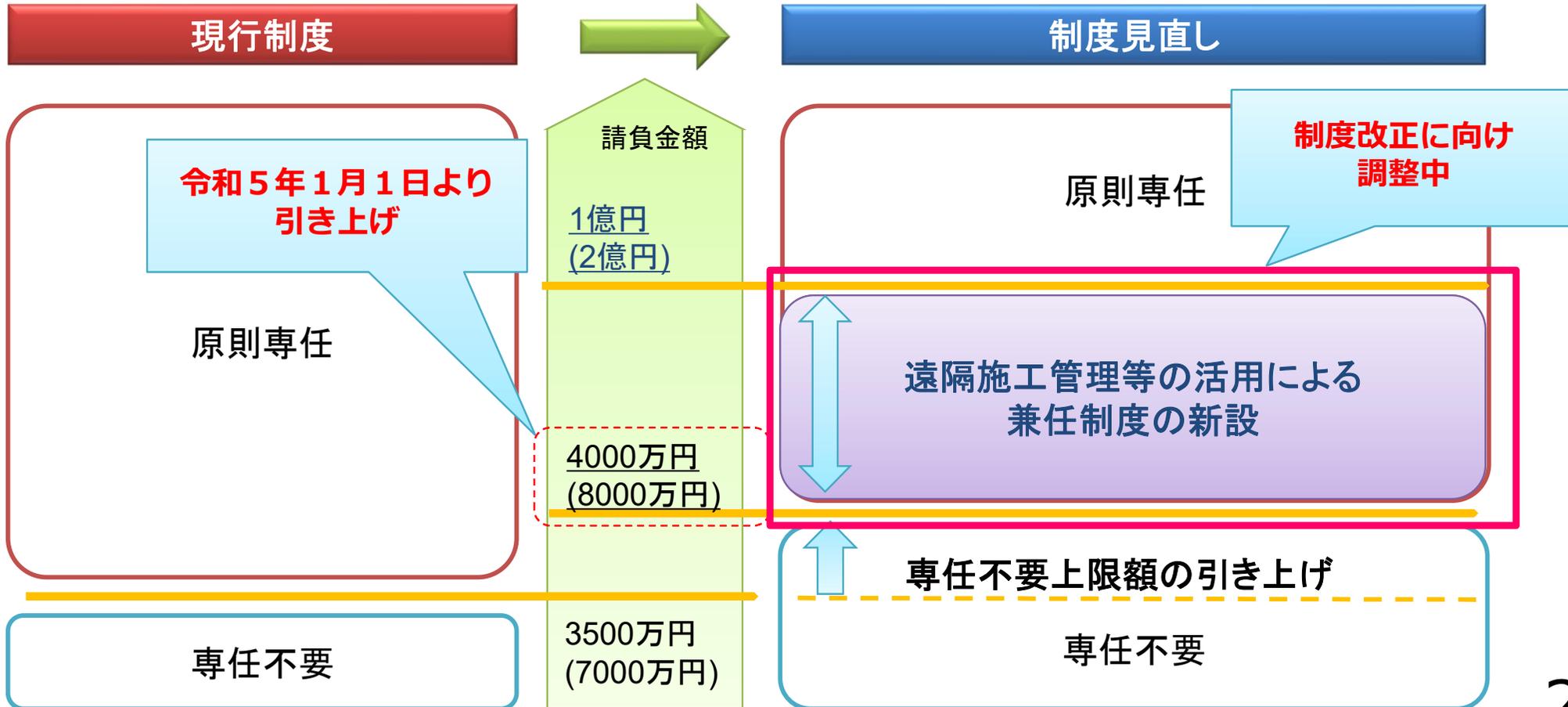
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

- 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

- その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

適正な施工確保のための
技術者制度検討会(第2期)
「技術者制度の見直し方針」
に一部加筆

令和5年1月1日より
4000万円以上に引き上げ

6-2. 営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

現状

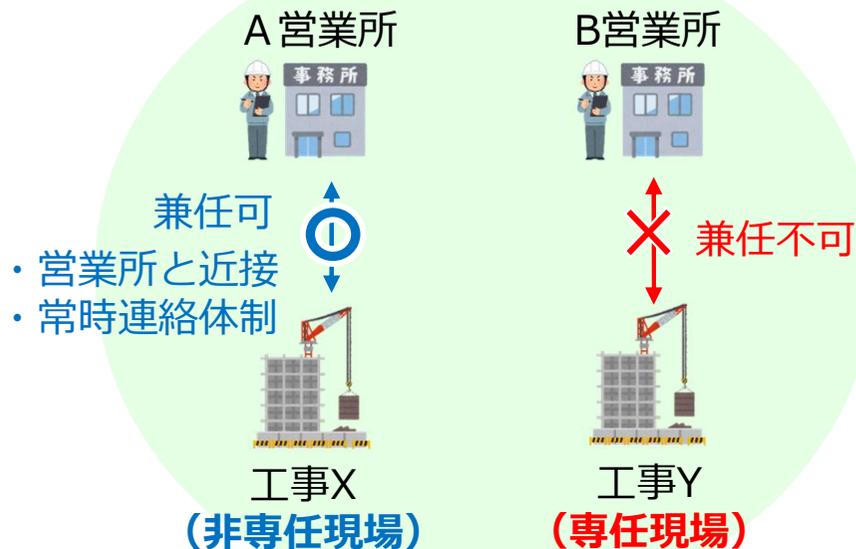
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

制度改正に向け
調整中

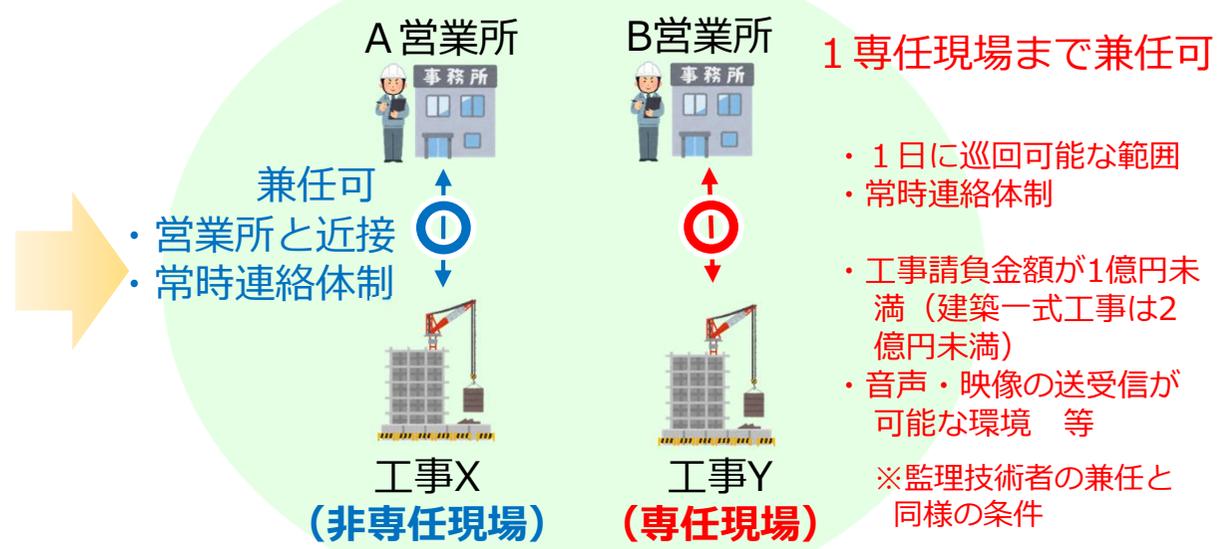
見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場**までに限り**専任現場との兼任を可能**に。

現状



見直し案



令和6年度以降の技術検定制度概要(改正概要)

関係政省令改正済み
令和6年度検定から適用

○ 1 級の受検資格

(改正前) 【旧受検資格】

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 (指 定 学 科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(改正後) 【新受検資格】

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※ ² (1年)を含む 実務経験 3年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
・その他の実務経験の場合は5年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の
建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する
者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として 行った経験

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

○ 2 級の受検資格

(改正前) 【旧受検資格】

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 (指 定 学 科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後) 【新受検資格】

第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> 1次検定合格後、 実務経験 3年 1級1次検定合格後、 実務経験 1年

※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

新受検資格における実務経験等について

令和6年度検定から適用

〔実務経験の工事内容等〕

- 実務経験に該当する工事の範囲を、原則、**検定種目(資格)に対応した建設業の種類(業種)に該当する工事**とします。また、**複数の検定種目(資格)が対応する建設業の種類(業種)の工事の経験**については、**同じ経験を複数の検定種目の実務経験として申請することを可能**とします。(以下表参照)

(例) 土木構造物の杭工事(業種:とび・土工)の経験は、土木・建築・建設機械種目(以下表で「と」(とび・土工)の欄に「○」がある種目・種別)の実務経験として申請可能

検定種目(資格)	種別	建設業の種類(業種)																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	め	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1,2級(全種別) 建設機械施工管理		○				○							○																		
1級 土木施工管理		○				○	○					○	○	○			○												○		○
2級 土木施工管理	土木	○				○	○					○	○	○															○		○
	鋼構造物																														
	塗装																		○												
1級 建築施工管理			○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○		○					○				○
	建築		○																												○
	躯体			○		○					○	○	○																		○
2級 建築施工管理	仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○					○				
1,2級 電気工事施工管理									○																						
1,2級 管工事施工管理										○																					
1,2級 電気通信工事施工管理																															
1,2級 造園施工管理																															

〔実務経験の証明方法〕

- 工事の従事期間等の必要事項について、原則、**工事毎に、工事請負者※1の代表者等又は請負工事の監理技術者等による証明**を求めます※2。

※1 工事請負者とは受検者の所属先、請負工事とは受検者の所属先が請け負った工事のこと。

※2 令和6年3月31日を含む工事の経験までは、証明者については、従前の方法(申請時に所属している会社の代表者等)による証明も可能とします。

〔試験問題の見直し〕

- **第一次検定** : 第二次検定の所要実務経験年数を学歴に拘わらず一定とすることから、第一次検定について、各専門分野の基礎を確認できるよう、必要に応じ、**試験問題の充実を図る**。
- **第二次検定** : 受検者の経験に基づき解答を求める設問に関し、**自身の経験に基づかない解答を防ぐ観点から、設問の見直し**を行う。

令和5年1月1日から適用

1. 監理技術者等の途中交代

- 監理技術者等の途中交代を行うことができる条件を、これまでの例示に限定された記載から「注文者と合意がなされた場合に認められる」と改正

○交代の条件について注文者と合意した上で、交代が可能

※一般的な交代の条件例(これに限定されるものではない)

- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

- 公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請けの監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべき

<途中交代に関する留意事項等>

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、途中交代については、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。
- 交代の条件の具体的な内容について、書面その他の方法により受発注者により合意する必要がある。
- 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる必要がある。
- 発注者からの求めに応じ、元請けが工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等からの支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要。

2. 同一工事と見なせる範囲の合理化

- 法令の解釈に関し、同一の監理技術者等が管理できる「同一工事」と見なせる範囲に関する運用を見直す。
- 具体的には、同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

7-3. 実務経験による技術者資格要件見直しの方向性

○実務経験による主任技術者・（指定建設業以外の）監理技術者の要件

（監理技術者は元請4500万円以上の指導監督的実務経験2年を含む必要あり）

**令和5年7月1日
から適用**

（現行）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

＜機械器具設置工事業における例＞

（現行）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（見直し案）

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）
の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

（追加案）

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等 （指定学科）	卒業後 3年
	高等学校 （指定学科）	卒業後 5年
技士補・技士	1級技士補・技士 （対応種目）	合格後 3年*
	2級技士補・技士 （対応種目）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

○業種毎の指定学科と対応する技術検定種目（案）

業種毎の指定学科(学歴)	対応する技術検定種目
土木工学	土木施工管理、造園施工管理
建築学	建築施工管理
電気工学	電気工事施工管理
機械工学	管工事施工管理
電気通信工学	電気通信工事施工管理

*本来、技術検定により資格取得すべき指定建設業と電気通信工事業を除く

①技術者の専任制度の見直し(専任現場の兼任、営業所専任技術者と専任現場の兼任)

- ・R4. 11 建設業法施行令の改正(専任を要する請負金額の引き上げ)
- ・R5. 9 中央建設業審議会基本問題小委員会とりまとめ(兼任制度について見直し方針に沿って進めるべき旨記載)
- ・R5. 10 中央建設業審議会にて報告(同上)

②技術検定制度の見直し(受検資格の見直し)

- ・R4. 11 建設業法施行令の改正(受検資格の規定を省令に委任)
- ・R5. 5 建設業法施行規則及び施工技術検定制度の改正(見直し後の受検資格等を規定)
- ・R6. 4 令和6年度から新受検資格を施行

③実務経験による技術者資格要件の見直し(見なし指定学科)[※]

- ・R5. 5 建設業法施行規則の改正(R5. 7施行)

※技術検定(1次)合格者を、指定学科卒業相当の知識等を有するものと見なし、技術者配置要件を短縮

④その他(同一工事と見なせる範囲の合理化^{※1}、技術者途中交代の条件見直し^{※2})

- ・R5. 1 監理技術者制度運用マニュアル改定、施行

※1：同一工事と見なせる場合においては同一の監理技術者等による管理を認めているが、従前は随意契約の場合のみを対象としていたが、全ての注文者の承諾を受けることにより、随意契約以外も可能とする

※2：真にやむを得ない場合のみ監理技術者等の交代は可能であったが、受発注者の合意があれば交代を可能とする